

## 答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく一時扶助決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が令和3年7月26日付けの一時扶助決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った一時扶助決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 本件医院分の医療移送費について、本件処分によって14日分が支給されたが、請求人の令和3年6月の通院日数は16日である。また、処分庁は、請求人が提出した通院交通費申請書(6月分)について、請求人が提出したもの(本件申請書)と、請求人が審査請求書類として添付したもの(本件申請書に、通院日数が16日と記載され、通院経路がより具体的に修正され、医療機関印及び通院した日付に医療機関による確認印が押されたもの)が異なる旨主張するが、処分庁の担当者が確認をするので記載がなくともよいと言われたためである。

(2) 処分庁は、本件医院への医療移送費について、〇〇駅⇄〇〇間は歩行困難である理由がないため支給できないとするが、〇〇駅・本件医院間の距離は約450m(一般人で徒歩5～6分)である。請求人は「アルツハイマー型認知症」の診断を受け、「要支援2」の認定を受けている。また、「半月板損傷、両膝関節症、ヘルニア、頸椎狭窄症」などのため、「両膝の痛みが強」く、「特に左ひざは半月板損傷のため右脚だけではベッドから起き上がるのが困難なので介護ベッドの導入」を医師から勧められていることから、身体の負担を軽減するためバスを利用することは、合理的であるというべきである。

(3) 処分庁は、その他の医療機関との関係において、請求人の通院事実が確認できているにもかかわらず、「切符の領収書又はICカード利用時はその履歴のコピー」の提出がないことを理由に、医療移送費を支給しない旨の処分をしている。しかし、医療移送費の算定のための挙証資料は領収書に限定されるものではなく、これらの提出がない場合であっても、公共交通機関を利用しなかった事実が認定されない限りは、医療移送費の支給がされるべきである（杉本正、道中隆『生活保護制度の基礎知識』小林出版、2006年7月、114頁）。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年6月14日	諮問
令和4年7月25日	審議（第68回第3部会）

令和4年8月1日	請求人から主張書面を收受
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）
令和4年9月6日	処分庁へ調査照会
令和4年9月21日	処分庁から回答を收受
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）
令和4年11月7日	審議（第71回第3部会）
令和4年11月29日	請求人から閲覧等請求書を收受
令和4年11月29日	審議（第72回第3部会）
令和4年11月30日	処分庁へ閲覧等請求に係る意見照会
令和4年12月16日	処分庁から閲覧等請求に係る意見を收受
令和4年12月20日	審議（第73回第3部会）
令和4年12月23日	閲覧等請求に係る決定
令和4年12月23日	請求人から主張書面を收受
令和5年1月12日	閲覧等の実施
令和5年1月16日	審議（第74回第3部会）
令和5年2月2日	請求人から主張書面を收受
令和5年2月17日	審議（第75回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の

需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

## (2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる範囲内において行われるとし、その範囲の1つとして、「移送」(同条6号)を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

## (3) 医療に係る移送についての給付

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。)第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに、「被保護者から申請があった場合、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、同・イに「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」を挙げる。

移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（医療要領第3・9・(3)・イ）とし、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」としている（同・ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている（医療要領第3・9・(4)・イ）。

#### (4) 申請による保護の変更

ア 法24条9項が準用する同条1項は（以下、(4)において、準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

#### (5) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要と

すると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

## 2 本件処分についての検討

(1) 本件処分は、本件申請を受けて行った一時扶助決定処分であるところ、次の各事実が認められる。

ア 処分庁は、令和3年4月8日付けの請求人宛ての文書（1月分説明書）により、同年6月以降の医療機関への経路及び通院交通費について、請求人が申請した経路を選択するとし、ただし、同経路の〇〇駅・〇〇間の経路については歩行困難である理由がないため支給できないとした。

イ 請求人は、令和3年6月分の本件医院への通院に係る交通費について、処分庁に申請した（本件申請）。そして、処分庁は、各医療機関に確認した上で本件医院への通院日数を14日と認定し、計37,360円（①本件医院以外への通院分13,500円、②本件医院への通院のみに利用する区間である〇〇⇄〇〇⇄〇〇間については通常の往復運賃740円×14日分である10,360円、③他院への通院と重複する区間である〇〇⇄〇〇の定期代13,500円の計）を支給する一時扶助決定処分を行った（本件処分）。

ウ 本件審査請求の提起後、処分庁が本件医院に再度照会したところ、請求人の令和3年6月の通院日数が16日であることが確認できたため、令和4年2月18日、処分庁は、追加分として、本件医院への通院のみに利用する区間である〇〇⇄〇〇⇄〇〇間の通常の往復運賃740円×2日分である1,480円を追加で支給することを決定した（後行処分）。なお、本件医院への通院に要するその他の区間については、定期券で支給済みである。

(2) そうすると、請求人の通院に要する6月分の交通費の支給を求めた申請である本件申請について、本件医院への通院日数は16

日であると認められるところ、本件処分による14日分、後行処分による2日分の計16日分が請求人に対して支給されており、支給内容に違算は認められないから、後行処分によって追加の2日分が支給されていることも踏まえると、本件処分に取り消すべき理由があるとはいえない。

### 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・(1)のとおり、請求人の通院日数は14日でなく16日である旨主張する。

確かに、請求人が主張するとおり、請求人の令和3年6月における本件医院への通院は14日でなく16日であると認められ、当初、処分庁は14日分のみを支給する旨決定しているが（本件処分）、既に後行処分により、2日分が追加で支給されていることから、本件処分を取り消す理由があるとは認められない。

(2) また、請求人は、第3・(2)のとおり、請求人が本件医院に通院する経路の一部である〇〇駅⇔〇〇間の経路（以下「本件徒歩経路」という。）について、請求人の病状を踏まえると、身体の負担を軽減するためにバスを利用することが合理的である旨主張する。

確かに、請求人が主張する病状について、請求人が提出した令和2年7月28日付要介護認定結果通知書及び同年6月25日付主治医意見書に、その主張の内容と同じ記載があることが認められる。

しかし、同意見書には「4. 生活機能とサービスに関する意見」欄の「(1) 移動」の「屋外歩行」は「自立」、「車いすの利用」は「用いていない」との記載もあることが認められる。

したがって、処分庁が本件徒歩経路を請求人の医療機関への経路として認定したことは医療要領の給付方針（1・(3)）に沿った適切なものと認められ、請求人の主張には理由がない。

(3) さらに、請求人は、第3・(3)のとおり、請求人の通院事実が処分庁において確認できたのであれば、「切符の領収書又はICカード利用時はその履歴のコピー」の提出まで求めずに認定すべきと

主張する。

しかし、請求人の令和3年6月の本件医院を含む病院の通院履歴をみると（別紙）、ほぼ毎日どこかの病院に通院し、最大7か所の病院に通院した日もある（同月7日及び21日）。請求人の各通院日の行程は、処分庁が病院に確認する通院履歴からは判明しない。そうすると、処分庁が、本件申請について、医療機関への通院履歴の確認だけでなく、その通院のために利用した交通機関の証明を求めるのは、経済的合理的な通院経路を判定するために処分庁に与えられた合理的な裁量の範囲内であるといえ、請求人の主張を採用することはできない。

(4) なお、請求人より、審理員意見書に対し、令和4年7月29日及び同年12月22日付けで主張書面が提出され、さらに、審査会の調査照会（行政不服審査法74条）に対する処分庁の同年9月20日付け回答書に対し、令和5年2月1日付けで主張書面が提出されたため、審査会としてこれらを慎重に吟味したが、これまでの判断を覆すに足るものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）